

メー ル 施 行
兵 共 募 発 第 6 4 号
令 和 2 年 6 月 1 8 日

市区町共同募金委員会 事務局長 様

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
事務局長 松 本 博 子

各種義援金の受付期間等の延長について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から共同募金運動の推進につきまして格別のご尽力を賜わり、深謝申し上げます。

さて、下記の義援金につきまして、中央共同募金会より受付期間延長等の通知があり、義援金募集要綱を改正いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、本件の周知ならびに義援金受け入れの際の事務に、ご協力賜わりますようお願い申し上げます。

記

1. 平成30年7月広島県豪雨災害義援金
義援金募集期間：令和3年6月30日まで延長
2. 愛媛県豪雨災害による義援金
義援金募集期間：令和3年6月30日まで延長
3. 平成30年7月豪雨岡山県災害義援金
義援金募集期間：令和3年6月30日まで延長
4. 平成30年7月豪雨災害による義援金（中央共募）
義援金募集期間：令和3年6月30日まで延長
りそな銀行への送金について一部変更

※詳細につきましては、別添の各募集要綱をご参照ください。

〔お問合せ先〕

社会福祉法人 兵庫県共同募金会（担当：生田・大隅）

TEL：078-242-4624 FAX：078-242-4625

e-mail：info@akaihane-hyogo.or.jp

「平成30年7月広島県豪雨災害義援金」募集要綱

第8版

社会福祉法人 広島県共同募金会

平成30年7月の台風7号通過後の豪雨により、西日本一帯で甚大な被害が発生しましたが、広島県内においても、大規模な土砂災害、道路の寸断等が発生し、多数の死者及び行方不明者が出ており、また家屋の損壊も多数発生しています。

広島県の11市4町（広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）に災害救助法が適用されました。

広島県共同募金会（以下、本会という）では被災された方々を支援するため、次のとおり義援金の募集を行います。

1. 義援金名

平成30年7月広島県豪雨災害義援金

2. 募集期間

平成30年7月12日（木）から 令和3年6月30日（水）まで

3. 受付方法

（1）口座振込み

金 融 機 関	口 座 番 号	口 座 名 義
広島銀行 みかわちょう 三 川 町 支店	普通 0620947	社会福祉法人 広島県共同募金会
○振込手数料 無料 ・全国銀行協会加盟の銀行の窓口での振込手数料が無料扱いとなります。 ・ATM振込等の場合、所定の手数料が必要となります。		

金 融 機 関	口 座 番 号	口 座 名 義
もみじ銀行 しょうわまち 昭 和 町 支店	普通 3013155	社会福祉法人 広島県共同募金会
○振込手数料 無料 ・第二地方銀行協会加盟の銀行の窓口での振込手数料が無料扱いとなります。 ・ATM振込等の場合、所定の手数料が必要となります。		

金 融 機 関	口 座 番 号	口 座 名 義
広島県信用農業協同組合連 合会 本所	普通 0004791	社会福祉法人 広島県共同募金会

○広島県信用農業協同組合連合会の取扱店舗については、以下のとおりです。 J Aバンク（農業協同組合・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫）の本支店窓口 ○振込手数料 無料 ・店頭窓口受付分に限りです。A T M振込等の場合、所定の手数料が必要となります。		
金 融 機 関	口 座 番 号	口 座 名 義
広島信用金庫 たかのばしせんだ 鷹野橋千田支店	普通0 4 7 3 6 6 3	社会福祉法人 広島県共同募金会
○振込手数料 無料 ・本支店窓口受付分に限りです。A T M振込等の場合、所定の手数料が必要となります。		

金 融 機 関	口 座 番 号	口 座 名 義
ゆうちょ銀行	0 0 9 6 0－5－2 3 7 1 3 9	社会福祉法人 広島県共同募金会
○振込手数料 無料 ・店頭窓口受付分に限りです。A T M振込等の場合、所定の手数料が必要となります。		

※ 上記5行へのA T M及びインターネットバンキングを利用しての振込手数料は有料となります。

（2）現金書留による義援金の送付

宛先 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内
社会福祉法人 広島県共同募金会

※ 宛名のところに「救助用」と明記してください。郵便料金が免除されます。

（3）義援金の持参

広島県共同募金会及び県内各市町共同募金委員会で受け付けます。

4．義援金の取り扱い

広島県、広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部、NHK広島放送局等による義援金配分委員会を通じて、被災者へ配分いたします。

5．義援金の課税上の取り扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。各金融機関等での振込金受領書又は本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。

ただし、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、本会の「平成30年7月広島県豪雨災害義援金募集要綱」も、確定申告時にあわせて必要となります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会までご連絡をお願いいたします。

後日、領収書を発行します。

6. その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資の取り扱いはいたしておりません。

7. 問合せ先

社会福祉法人 広島県共同募金会

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

TEL 082-254-3282 FAX 082-254-1975

E-Mail kyobo.34@vega.ocn.ne.jp

■ 平成30年7月12日施行

平成30年7月17日改正（第2版）

平成30年7月31日改正（第3版）

平成30年8月6日改正（第4版）

平成30年8月20日改正（第5版）

平成30年12月3日改正（第6版）

令和元年6月3日改正（第7版）

令和2年6月9日改正（第8版）

「愛媛県豪雨災害義援金」募集要綱（第6版）

社会福祉法人愛媛県共同募金会

1. 趣 旨

平成30年7月豪雨により、愛媛県内では7市町（今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町）に災害救助法が適用されるなど、人的被害をはじめ家屋の倒壊などの甚大な被害が発生しました。

愛媛県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2. 義援金の名称

愛媛県豪雨災害義援金

3. 受付期間

平成30年7月11日（水曜日）から令和3年6月30日（水曜日）まで

4. 義援金受入れ口座

金融機関		店名	口座番号	口座名義
1	伊予銀行	一万支店	普通 1639912	社会福祉法人愛媛県共同募金会 (シャイクンホウジンエヒメケンキョウトウボギンカイ)
2	愛媛銀行	本店営業部	普通 3733134	
3	愛媛信用金庫	本店	普通 1189643	
4	ゆうちょ銀行	口座番号 00970-5-276734		愛媛県共同募金会豪雨災害義援金 (エヒメケンキョウトウボギンカイコウサイガキエンキン)

※ 伊予銀行及び愛媛銀行の口座については、全国銀行協会加盟銀行の窓口での振込手数料が無料です。

※ 愛媛信用金庫及びゆうちょ銀行の口座については、それぞれ同じ金融機関の本・支店の窓口での振込手数料が無料です。

5. 現金書留による義援金の送付

（宛先）〒790-8553

愛媛県松山市持田町三丁目8-15 愛媛県総合社会福祉会館内

社会福祉法人 愛媛県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「救助用」と明記いただければ、郵便料金が免除されます。

6. 義援金の配分

お寄せいただく義援金は、愛媛県が設置する「平成30年7月豪雨災害に係る義援金」配分委員会において使途、配分方法等を決定し、被災地の各市町を通じて被災者に配分します。

7. 税制優遇措置

この義援金は、税法上の優遇措置対象となりますので、各金融機関等での振込金受取書（金融機関によって名称が異なることがあります。）及びこの義援金募集要綱を添付して確定申告を行ってください。

《該当する税制優遇措置》

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に對する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に對する寄付金」に該当

8. その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品の取り扱いはいりません。

9. この要綱は、平成30年7月11日から施行します。

平成30年7月20日改正（第2版）

平成30年9月14日改正（第3版）

平成30年12月10日改正（第4版）

令和元年6月3日改正（第5版）

令和2年6月1日改正（第6版）

（お問い合わせ先）

〒790-8553 愛媛県松山市持田町三丁目8-15 愛媛県総合社会福祉会館内
社会福祉法人 愛媛県共同募金会

TEL 089-921-4535

FAX 089-921-4588

「平成 30 年 7 月豪雨岡山県災害義援金」募集要綱(第 8 版)

社会福祉法人岡山県共同募金会

1 趣旨

平成 30 年 7 月 6 日から 8 日にかけての大雨に伴う浸水等により被害を受けた被災者への援護の一助として義援金を募集することとなりました。

これを受けて、岡山県共同募金会（以下「本会」という）においても「平成 30 年 7 月豪雨岡山県災害義援金」の募集を行うこととします。

2 義援金の名称

平成 30 年 7 月豪雨岡山県災害義援金

3 募集期間

2018 年 7 月 10 日（火）から 2021 年 6 月 30 日（水）まで

4 義援金の振込窓口について

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ちゅうごく 中国銀行	本店営業部	(普)3538946	おかやまけんきょうどうぼきんかいへいせい30ねんごううさいがいぎえんきん 岡山県共同募金会平成30年豪雨災害義援金
※中国銀行本・支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。 ※全国銀行協会加盟の銀行等の窓口からの振込手数料は無料となります。			

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00960-6-311322		おかやまけんきょうどうぼきんかいへいせい30ねんごううさいがいぎえんきん 岡山県共同募金会平成30年豪雨災害義援金
※ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。			

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
岡山市農業 協同組合	本所	(普)0040942	しゃかいふくしほうじんおかやまけんきょうどうぼきんかい 社会福祉法人岡山県共同募金会
※全国のJAバンク（農業協同組合・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫）の本店・支店の窓口からの振込手数料は無料となります。			

※上記以外の銀行等からの振込みや ATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

※救援物資の取扱いはい行いません。

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入の上、本会へ送付ください。後日、領収書を発行いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

6 義援金の配分

お寄せいただいた義援金は、岡山県、日本赤十字社岡山県支部、本会等で構成される推進本部でとりまとめ、被災地の各市町村を通して被災者へ配分します。

7 現金書留による義援金の送付

〒700-0807

岡山県岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ 3 階

社会福祉法人岡山県共同募金会

※現金書留封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除されます。

問い合わせ先

社会福祉法人岡山県共同募金会

TEL : 086-223-0065 FAX : 086-223-0083

「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」募集要綱（第 6 版）

令和 2 年 6 月 15 日更新（受付期間延長）

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

平成 30 年 7 月の豪雨により各地で人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数の市町村で災害救助法が発令されました。
中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金

3. 受付期間

平成 30 年 7 月 10 日（火）から令和 3 年 6 月 30 日（水）まで
（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0 1 6 2 5 9 6	(福)中央共同募金会
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0 1 2 6 7 9 9	(福)中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及び A T M からの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及び A T M からの振込手数料は無料。みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額被災県共同募金会に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」（ふるさと納税）に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」（ふるさと納税）に該当